15.9.1

45

労働争議調査表

（C）

一、発生月日　大正五年八月五日
二、解決月日　大正五年八月末日
三、発生原因　大正五年八月五日工場作業の一部の休業の為、其の作業に従事しなつ
解雇九十六名を解雇したるに依る

四、要求事項
1. 解雇手当
1. 一ヶ年未満者　四十五日分
2. 一ヶ年以上二ヶ年未満者　三十日分
2. 帰郷手当
解雇年令一歩に十四日分
3. 工賃制度に基き
三ヶ月間の賃金を御支拂致す旨の申渡しなる金額を日数換算致す事

解雇手当は一ヶ年三十五日分（帰郷手当十四日分を含む）
一ヶ年以上は帰郷手当十四日分に一ヶ月一日の割合を加算
一年以上は帰郷手当十四日分に一ヶ月一日の割合を加算
賃金計算方法は定額日給者は其の定額、請負賃金者は過去
三ヶ月間の総入高を基礎として得たる金額。但し最低は賃金日給の
60/100迄とする（工場法第十六条の二項に依る）